



# 佐賀県公報

平成16年  
1月16日  
(金曜日)  
第 12404号

## 目 次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 青少年を健全に育成するうえで優れている映画の推奨 (一一四・児童青少年課) 一
- 青少年に有害な図書等の指定 (一一五・〃) 一
- 産業廃棄物処理施設の変更の許可申請 (一一六・廃棄物対策課) 二
- 第五種共同漁業の免許に係る遊漁規則の認可 (一一七・水産漁港課) 三

## 公 告

- 収去飼料の試験結果の概要 (畜産課) 六

- 建築基準法に基づく道路の位置の指定 (建築住宅課) 一九

## ●佐賀県告示第二十四号

佐賀県青少年健全育成条例（昭和五十二年佐賀県条例第二十四号）第六条の規定により、青少年を健全に育成するうえで特に優れている映画として次のものを推奨する。

平成十六年一月十六日

佐賀県知事 古川 康

## ●佐賀県告示第二十五号

佐賀県青少年健全育成条例（昭和五十二年佐賀県条例第二十四号）第十三条规定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成十六年一月十六日

佐賀県知事 古川 康

推奨番号	題名	製作・配給会社名	推奨区分	推奨理由
15-3	・ ウイニング ・ パス	(製作) ウイニング・パス (配給) 九州シネマ・アルチ	小学生(中高学年)・中学生・高校生向、青少年向、家庭向	不慮の事故で下半身不随となり、現実を受け入れられなかつた高校生が、家族や友達の支え、車椅子のバスケットとの出会いにより、新たな人生に立ち向かっていく姿を描いた作品であり、情操を高め、豊かな人間性の啓発に役立つものとして、青少年を健全に育成するうえで特に優れているものと認められる。

種類	指定番号	題名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	15-265	Comic人妻熟女ざかり Vol. 86 2月号	(株)桃園書房	13721-2	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
"	15-266	本当にあつた人妻の浮気話 2月号	ミリオン出版(株)	18123-2	
"	15-267	漫画ダイナマイト 2月号	辰巳出版(株)	05979-2	
"	15-268	漫画バンプ 2月号	(株)東京三世社	05955-2	
"	15-269	若妻〔ヤンツマ〕 VOL. 8 GOKUH 2月号増刊	(株)バウハウス	03798-02 ①-2004/2/14	
"	15-270	オトナの実名では話せない秘密の告白 2月号	雄出版(株)	02195-2	
"	15-271	ザ・ベスト MAGAZINE No. 237 2月号	KKベストセラーズ	14003-2	
"	15-272	アクレス VOL. 256 2月号	(株)リイド社	01471-02	
"	15-273	URECCO gal 2月号	ミリオン出版(株)	01865-2	
"	15-274	スーパー写真塾 2月号	(株)コアマガジン	15431-2	
"	15-275	BACHELOR〔月刊バチエラー〕 2月号	(株)ダイアプレス	07537-02	
"	15-276	Cream BB〔クリーム ベストオブベスト〕 ミリオンムック91号 月刊クリーム特別篇集	ワイレア出版(株)	68450-91 ②-2004年6月	

## ●佐賀県告示第二十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第二百三十七号）第十一条の二の五第一項の規定による産業廃棄物処理施設の変更の許可申請が次とおりあつたので、同条第二項において準用する同法第十五条第四項の規定により、申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を一般の縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、佐賀県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成十六年一月十六日

佐賀県知事 古川 康

一 変更許可を受けようとする者の名称及び住所並びに代表者の氏名

祐徳薬品工業株式会社

佐賀県鹿島市大字納富分二千五百九十六番地一

代表取締役 黒木藤博

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

佐賀県鹿島市大字納富分一番地一

三 産業廃棄物処理施設の種類

廃プラスチック類の焼却施設

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、紙くず及び木くず

五 申請年月日

平成十五年九月二十五日

六 縦覧場所並びに期間及び時間

縦覧の場所

杵藤保健所（武雄市武雄町大字昭和二百六十五番地）

2 縦覧の期間及び時間

平成十六年一月十六日から平成十六年二月十六日（土曜日、日曜日及び

祝日を除く。)までの午前八時三十分から午後五時まで

## 七 意見書の提出

### 1 提出期限

平成十六年三月一日

### 2 提出方法

持参又は郵送(提出期限日の消印有効)

### 3 提出場所

佐賀県環境生活局廃棄物対策課(郵便番号八四〇一八五七〇) 佐賀市城内二丁目一番五十九号)又は杵藤保健所(郵便番号八四三一〇〇一三) 武雄市武雄町大字昭和二百六十五番地)

### 4 意見書に記載すべき事項(日本語で記載すること。)

- ① 意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- ② 意見書を提出する対象施設の名称
- ③ 生活環境保全上の見地からの意見

## ●佐賀県告示第二十七号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第一百二十九条第一項の規定により、平成十五年十二月二十六日次のとおり内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者が定めた遊漁規則を認可した。

平成十六年一月十六日

佐賀県知事 古川 康

一 川上川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則

(一) 漁業権者の名称及び住所

川上川漁業協同組合

佐賀郡大和町大字尼寺千八百七十番地

(二) 漁業権の免許番号 内共第一号

## (三) 遊漁規則の内容

### (1) 遊漁についての制限の範囲

#### ア 漁具・漁法の制限

川上川漁業協同組合が免許を受けた内共第一号第五種共同漁業権に係る漁場の区域において、組合員以外の者が当該漁業権の対象となつてゐる水産動物(あゆ、おいかわ、かわむつ、こい、やまめ)の採捕(以下「遊漁」という。)をする場合には、竿釣又は投網以外の漁具・漁法で行つてはならない。

#### イ 禁止漁具

あゆの竿釣は、素掛け(空針)釣により遊漁をしてはならない。ただし、解禁日(六月一日)から八月三十一日までの友釣のためのおり魚一尾については、この限りでない。

#### ウ 遊漁の禁止期間

次の表の上欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁(竿釣によるおいかわ及びかわむつの遊漁を除く。)は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間行つてはならない。

水産動物	期間
あゆ	一月一日から五月三一日まで
おいかわ、かわむつ	二二月一日から翌年二月末日まで
こい	六月一日から六月三〇日まで
やまめ	一〇月一日から翌年二月末日まで

#### エ 全長による制限

次の表の上欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表の下欄に掲げる全長のものを採捕してはならない。

**才 禁止区域**

次の表の上欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、同表の中欄に掲げる区域においては、同表の下欄に掲げる期間行つてはならない。

水産動物	区 域	期 間
あゆ、おいかわ、 かわむつ、こい、 やまめ	佐賀郡富士町大字下熊川及び 大和町大字梅野の区域のうち 川上第五発電所堰堤から下流 九〇メートルまで	一月一日から 一二月三一日まで
佐賀郡大和町大字川上及び梅 池井の区域のうち川上頭首工 から下流惣座橋まで	九月一日から 一一月一五日まで	

**(2)**

**ア 遊漁料の額**

次の表の上欄に掲げる水産動物を対象として遊漁をする場合の遊漁料は、同表の中欄に掲げる漁具・漁法に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

水産動物	竿釣	漁具・漁法	遊漁料
あゆ、おいかわ、かわ むつ、こい、やまめ	一年 二千円	一日 千円	一日 五百円

水産動物	竿釣	漁具・漁法	遊漁料
あゆ、おいかわ、かわ むつ、こい、やまめ	一年 二千円	一日 千円	一日 五百円

**(3)**

**ウ 遊漁料の納付は、大和町商工観光課又は川上川漁業協同組合が指定する場所において行わなければならない。**

**イ 遊漁承認証に関する事項**

**ア 川上川漁業協同組合は、遊漁料の納付を受けたときは、遊漁承認証を交付するものとする。**

**イ 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。**

**(4)**

**ア 遊漁に際して守るべき事項**

**イ 遊漁者は、遊漁をするときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。**

**ウ 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。**

**(5) 漁場監視員**

ア 漁場監視員は、この規則の励行に關し、必要な指示を行うことがある。

イ 漁場監視員は、漁場監視員証を携帶し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

(6) 違反者に対する措置

川上川漁業協同組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒否することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(7) 遊漁規則の施行日

平成十六年一月一日

二 古湯地区漁業協同組合内共第二号第五種共同漁業権遊漁規則

(一) 漁業権者の名称及び住所

古湯地区漁業協同組合  
佐賀郡富士町大字古湯七百九十七番地

(二) 漁業権の免許番号 内共第二号

(三) 遊漁規則の内容

(1) 遊漁についての制限の範囲

ア 漁具・漁法の制限

古湯地区漁業協同組合が免許を受けた内共第二号第五種共同漁業権に係る漁場の区域において、組合員以外の者が当該漁業権の対象となつてゐる水産動物（やまめ、おいかわ、かわむつ、こい）の採捕（以下「遊漁」という。）をする場合には、次の表の上欄に掲げる器具・漁法による遊漁は、それぞれ同表の下欄に掲げる規模の範囲内で行わなければならない。

漁具・漁法	規模
竿長六メートル以下	一人三本以内（やまめの遊漁については一人一本）

イ 遊漁の禁止期間

次の表の上欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間行つてはならない。

水産動物	期間
やまめ こい	一〇月一日から翌年二月末日まで 六月一日から六月三〇日まで

ウ 全長による制限

次の表の上欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表の下欄に掲げる全長のものを採捕してはならない。

水産動物	全長
やまめ	一五センチメートル以下のもの
こい	一五センチメートル以下のもの

(2) 遊漁料の額及びその納付方法

ア 遊漁料の額

次の表の上欄に掲げる水産動物を対象として遊漁をする場合の遊漁料は、同表の中欄に掲げる器具・漁法に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(5) 漁場監視員

- イ 遊漁者は、漁場監視員の要求があつたときは、遊漁承認証を提示しない。
- ウ 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- エ 遊漁者は、内共第二号漁業権漁場全域の川底を攪拌してはならない。

- (3) 川上川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(6)と同じ。
- (4) 遊漁に際して守るべき事項
- ア 遊漁者は、遊漁をするときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。

ウ 遊漁料の納付は、佐賀郡富士町古湯の「中島商店」において行わなければならぬ。ただし、手釣又は竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

小学生未満の幼児	無料
小学生、中学生又は肢体不自由者	アに規定する額の二分の一に相当する額

イ 次の表の上欄に掲げる者の遊漁料は、アの規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

水産動物	漁具・漁法	遊漁料
やまめ こい	手釣・竿釣	一日 千円 一年 三千円
		一日 二百円 一年 二千円

川上川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(5)と同じ。  
違反者に対する措置

(6) 川上川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(6)と同じ。

(7) 遊漁規則の施行日  
平成十六年一月一日

- 三 玉島川漁業協同組合内共第三号第五種共同漁業権遊漁規則  
(一) 漁業権者の名称及び住所

玉島川漁業協同組合

東松浦郡浜玉町大字南山三千二百九十一番地二

漁業権の免許番号 内共第三号

- (一) 遊漁についての制限の範囲  
ア 漁具・漁法の制限

玉島川漁業協同組合が免許を受けた内共第三号第五種共同漁業権に係る漁場の区域において、組合員以外の者が当該漁業権の対象となつてゐる水産動物（あゆ、こい、やまめ、おいかわ、かわむつ、うなぎ、もくずがに）の採捕（以下「遊漁」という。）をする場合には、次の表の上欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ同表の下欄に掲げる規模の範囲内で行わなければならない。

手釣	竿釣	漁具・漁法	規模
てば	一人	一人 一本	一人 一本 目合 一・三センチメートル以上 (こいの遊漁については五・〇センチメートル以上)

			網かご うけ	一人 三個以内
			一人 二統以内	
<b>イ 禁止漁具</b>				
(ア) あゆ及びこいは、刺網又は空針釣(ひつかけ釣)により遊漁してはならない。				
<b>ウ 遊漁の禁止期間</b>				
次の表の上欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間行つてはならない。				
<b>エ 全長による制限</b>				
次の表の上欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表の下欄に掲げる全長のものを採捕してはならない。				
水産動物	期間	水産動物	区域	期間
あゆ	一月一日から六月一四日まで	あゆ	東松浦郡浜玉町大字五反田の区域のうち玉島川漁業協同組合事務所の下流側約五〇メートルに設置した標識から約二三〇メートル下流の水田用放水口まで	九月一日から一二月五日まで
こい	一月一日から六月三〇日まで	やまめ	東松浦郡浜玉町大字南山及び五反田の区域のうち玉島井堰から下流岡口川合流点まで	
やまめ	一〇月一日から翌年二月末日まで	やまめ	東松浦郡七山村大字池原の区域のうち仲子川橋から上流の仲子川	
おいかわ、かわむつ	一月一日から二月末日まで	やまめ	東松浦郡七山村大字荒川の区域のうち滝ノ山第一橋から上流の上荒川川	一月一日から一二月三一日まで
うなぎ	一月一日から六月一四日まで	あゆ、おいかわ、かわむつ、やまめ	東松浦郡七山村大字白木の区域のうち九州電力樽門堰堤から上流二〇〇メートルまで	一月一日から一二月三一日まで
もくずがに	一月一日から七月三一日まで			

(2)

**ア 遊漁料の額****ア 遊漁料の額**

までの区域は、周年、投網による遊漁を禁止する。

(イ) 東松浦郡浜玉町大字五反田九州電力玉島川発電所放水口から下流玉島川漁業協同組合事務所の下流側約五十メートルに設置した標識

までの区域は、周年、投網による遊漁を禁止する。

次の表の上欄に掲げる水産動物を対象として遊漁をする場合の遊漁料は、同表の中欄に掲げる漁具・漁法に応じ、それぞれ同表の下欄に

**オ 禁止区域**

(ア) 次の表の上欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、同表の中欄に掲げる区域においては、同表の下欄に掲げる期間行つてはならない。

水産動物	区域	期間
あゆ	東松浦郡浜玉町大字五反田の区域のうち玉島川漁業協同組合事務所の下流側約五〇メートルに設置した標識から約二三〇メートル下流の水田用放水口まで	九月一日から一二月五日まで
やまめ	東松浦郡七山村大字池原の区域のうち仲子川橋から上流の仲子川	
やまめ	東松浦郡七山村大字荒川の区域のうち滝ノ山第一橋から上流の上荒川川	一月一日から一二月三一日まで
あゆ、おいかわ、かわむつ、やまめ	東松浦郡七山村大字白木の区域のうち九州電力樽門堰堤から上流二〇〇メートルまで	一月一日から一二月三一日まで

掲げるとおりとする。

水産動物	漁具・漁法	遊漁料
手釣・竿釣	投網	一日 千円
一日 二千円	一年 五千円	遊漁料
あゆ		
やまめ、おいかわ、かわむつ	竿釣	一日 千円
うなぎ	竿釣	一日 二千円
もくずがに	網かご・うけ	一年 四千円
	手釣・てぼ	一日 千円
		一年 四千円
		一日 千円
		一年 四千円
		一日 四千円
		一年 四千円
		一日 千円
		一年 四千円

イ 次の表の上欄に掲げる者の遊漁料は、アの規定にかかるらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

小学生以下の児童、幼児	無料
中学生、高校生又は肢体不自由者	アに規定する額の二分の一に相当する額

ウ 遊漁料の納付は、東松浦郡浜玉町五反田の「中村酒店」又は同郡七山村藤川の「ヘアーサロンえぐち」において行わなければならない。

ただし、手釣、竿釣又は投網による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

#### (3) 川上川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(3)と同じ。遊漁承認証に関する事項

(4) ア 遊漁者は、遊漁をするときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。

イ 遊漁者は、漁場監視員の要求があつたときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

ウ 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

エ 遊漁者は、次に掲げる産卵場の区域の川底を攪拌してはならない。

(ア) 東松浦郡浜玉町大字五反田玉島川漁業協同組合事務所の下流側約

五十メートルに設置した標識から約二百三十メートル下流の水田用放水口まで

(イ) 東松浦郡浜玉町大字南山玉島井堰から下流岡口川合流点まで

#### 漁場監視員

川上川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(5)と同じ。違反者に対する措置

川上川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(6)と同じ。

#### (7) 遊漁規則の施行日

平成十六年一月一日

#### 四 厳木町漁業協同組合内共第四号第五種共同漁業権遊漁規則

(一) 漁業権者の名称及び住所

厳木町漁業協同組合

(二) 東松浦郡嚴木町大字嚴木九百九十七番地  
東松浦郡嚴木町漁業権の免許番号 内共第四号

## (三)

(1) 遊漁規則の内容  
ア 遊漁についての制限の範囲

厳木町漁業協同組合が免許を受けた内共第四号第五種共同漁業権に係る漁場の区域において、組合員以外の者が当該漁業権の対象となつている水産動物（あゆ、やまめ、こい、うなぎ、もくずがに）の採捕（以下「遊漁」という。）をする場合には、次の表の上欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ同表の下欄に掲げる規模の範囲内で行わなければならない。

漁具・漁法	規模
竿釣	一人一本（うなぎ及びもくずがにの遊漁については一人五本以内）
投網	一人一統
うけ	一人三統以内

## イ 遊漁の禁止期間

次の表の上欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間行つてはならない。

水産動物	期間
あゆ	一月一日から六月三〇日まで
やまめ	一〇月一日から翌年二月末日まで
こい	六月一日から六月三〇日まで

## ウ 禁止区域

(ア) 次の表の上欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、同表の中欄に掲げる区域においては、同表の下欄に掲げる期間行つてはならぬ。

## い。

(2) 遊漁料の額及びその納付方法  
ア 遊漁料の額

次の表の上欄に掲げる水産動物を対象として遊漁をする場合の遊漁料は、同表の中欄に掲げる漁具・漁法に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

水産動物	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	竿釣	一日千円

水産動物	漁具・漁法	遊漁料
うなぎ、もくずがに	竿釣	一年五千円
やまめ、こい	投網	一年五千円

イ 次の表の上欄に掲げる者の遊漁料は、アの規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

小学生以下の児童、幼児	無料
アに規定する額の二分の一に相当する額	

ウ 遊漁料の納付は、厳木町漁業協同組合事務所（厳木町企画課商工観光係）において行わなければならない。

(3) 遊漁承認証に関する事項

川上川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(3)と同じ。

(4) 遊漁に際して守るべき事項

川上川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(4)と同じ。

(5) 漁場監視員

川上川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(5)と同じ。

(6) 違反者に対する措置

川上川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(6)と同じ。

(7) 遊漁規則の施行日

平成十六年一月一日

五 相知町伊岐佐漁業協同組合内共第五号第五種共同漁業権遊漁規則

(一) 漁業権者の名称及び住所

相知町伊岐佐漁業協同組合

東松浦郡相知町大字相知千六百三十三番地イ第二

(二) 漁業権の免許番号 内共第五号

(三) 遊漁規則の内容

(1) 遊漁についての制限の範囲

ア 漁具・漁法の制限

相知町伊岐佐漁業協同組合が免許を受けた内共第五号第五種共同漁業権に係る漁場の区域において、組合員以外の者が当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、やまめ、こい、ふな、おいかわ、かわ

むつ、もくづがに）の採捕（以下「遊漁」という。）をする場合には、次の表の上欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ同表の下欄に掲げる規模の範囲内で行わなければならない。

漁具・漁法	規	模
竿釣	一人	二人以内（あゆ及びやまめの遊漁については一人一本）
投網	一人	一統
たも網	一人	一統
網かご	一人	三箇以内
うけ	一人	一統

イ 禁止漁具

(ア) あゆ、やまめ、こい、ふな、おいかわ、かわむつ及びもくづがには、建切網により遊漁をしてはならない。

(イ) 投網は、船を使用して行つてはならない。

ウ 遊漁の禁止期間

次の表の上欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間行つてはならない。

水産動物	期間
あゆ	一月一日から五月三一日まで
やまめ	一〇月一日から翌年一月末日まで
こい、ふな	六月一日から六月三〇日まで



川上川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(5)と同じ。

(6) 違反者に対する措置

川上川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(6)と同じ。

(7) 遊漁規則の施行日

平成十六年一月一日

六 大川町漁業協同組合内共第六号第五種共同漁業権遊漁規則

(一) 漁業権者の名称及び住所

大川町漁業協同組合

伊万里市大川町大川野三千八百三十六番地一

(二) 漁業権の免許番号 内共第六号

(三) 遊漁規則の内容

(1) 遊漁についての制限の範囲

ア 漁具・漁法の制限

大川町漁業協同組合が免許を受けた内共第六号第五種共同漁業権に係る漁場の区域において、組合員以外の者が当該漁業権の対象となつている水産動物（こい、うぐい、あゆ、おいかわ、かわむつ、もくずがに）の採捕（以下「遊漁」という。）をする場合には、次の表の上欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ同表の下欄に掲げる規模の範囲内で行わなければならない。

エ 全長による制限

次の表の上欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表の下欄に掲げる全長のものを採捕してはならない。

水産動物	期間
こい	六月一日から六月三〇日まで
うぐい	四月一日から五月三一日まで
あゆ	一月一日から五月三一日まで
おいかわ、かわむつ	五月一日から五月三一日まで
もくずがに	一月一日から八月三一日まで

ウ 遊漁の禁止期間

次の表の上欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間行つてはならない。

イ 禁止漁具

(ア) こい、うぐい、あゆ、おいかわ及びかわむつは、刺網により遊漁をしてはならない。

投網	竿釣	漁具・漁法
一人二個以内	一人二本以内	規模

水産動物	全長	長
こい	全長 一五センチメートル以下のもの	全長 一五センチメートル以下のもの
うぐい	全長 一五センチメートル以下のもの	全長 一五センチメートル以下のもの
あゆ	全長 一〇センチメートル以下のもの	全長 一〇センチメートル以下のもの
おいかわ、かわむつ	全長 五センチメートル以下のもの	全長 五センチメートル以下のもの

小学生以下の児童、幼児	無料
中学生又は肢体不自由者	アに規定する額の二分の一に相当する額

イ 次の表の上欄に掲げる者の遊漁料は、アの規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

水産動物	漁具・漁法	遊漁料
あゆ、おいかわ、かわ むつ もくずがに	竿釣・投網 竿釣・投網 竿釣・うけ	一日 千円 一年 五千円 一年 五千円
		一日 千円 一年 三千円
		一年 三千円

オ 禁止区域  
投網を使用してうぐいの遊漁ができる場所は、大川町漁業協同組合が指定した区域に限る。

(2) 遊漁料の額及びその納付方法

ア 遊漁料の額

次の表の上欄に掲げる水産動物を対象として遊漁をする場合の遊漁料は、同表の中欄に掲げる漁具・漁法に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

もくずがに 甲羅長 五センチメートル以下のもの

て行わなければならない。ただし、竿釣又は投網による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(3) 川上川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(3)と同一の遊漁承認証に関する事項

(4) 川上川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(3)と同一の遊漁に際して守るべき事項

ア 遊漁者は、遊漁をするときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。

イ 遊漁者は、漁場監視員の要求があつたときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

ウ 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

エ 遊漁者は、特定漁場(うぐいの人工造成産卵場)の川底を攪拌してはならない。

(5) 漁場監視員

川上川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(5)と同じ。違反者に対する措置

(6) 違反者に対する措置

川上川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(6)と同じ。

(7) 遊漁規則の施行日

平成十六年一月一日

七 有浦川漁業協同組合内共第七号第五種共同漁業権遊漁規則

(一) 漁業権者の名称及び住所

東松浦郡玄海町大字諸浦三百三十一番地

(二) 漁業権の免許番号 内共第七号

(三) 遊漁規則の内容

有浦川漁業協同組合が免許を受けた内共第七号第五種共同漁業権に係る漁場の区域において、組合員以外の者が当該漁業権の対象となつていてる水産動物（あゆ、うなぎ、もくずがに）の採捕（以下「遊漁」という。）をする場合には、次の表の上欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ同表の下欄に掲げる規模の範囲内で行わなければならぬ。

水産動物	規模	漁具・漁法	
		竿釣	投網
うなぎ	一人一本	一人五本以内（あゆの遊漁については一人一竿釣）	一人一統
全長	口径二・五メートル以下	口径二・五メートル以下	口径二・五メートル以下
全長	一人一統	一人一統	一人一統
全長	口径〇・五メートル以下	口径〇・五メートル以下	口径〇・五メートル以下

#### イ 遊漁の禁止期間

(ア) 次の表の上欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ同一遊漁の禁止期間

表の下欄に掲げる期間行つてはならない。

#### ウ 全長による制限

次の表の上欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表の下欄に掲げる全長のものを採捕してはならない。

を禁止する。

水産動物	期間
あゆ	一月一日から五月三一日まで

イ 次の表の上欄に掲げる者遊漁料は、アの規定にかかわらず、それ

ぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

イ 次の表の上欄に掲げる水産動物は、アの規定にかかわらず、それ

ぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

#### (2) 遊漁料の額及びその納付方法

##### ア 遊漁料の額

次の表の上欄に掲げる水産動物を対象として遊漁をする場合の遊漁料は、同表の中欄に掲げる漁具・漁法に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

水産動物	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	竿釣	一日五百円
うなぎ	竿釣（一日一人五竿まで）	一日二千円
もくずがに	投網	一日五百円
竿釣（一日一人五竿まで）	玉袖	一日一千円
一竿二百円	竿釣（一日一人五竿まで）	一竿百円

#### エ 禁止区域

次の表の上欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、同表の中欄に掲げる区域においては、同表の下欄に掲げる期間行つてはならない。

水産動物	区域	期間
あゆ	東松浦郡玄海町大字諸浦の区域のうち有浦橋から下流諸浦橋まで	九月一日から二月一五日まで

もくずがに 甲羅長 四・五センチメートル以下のもの

<p>(一) 中学生又は肢体不自由者</p> <p>ウ 遊漁料の納付は、東松浦郡玄海町諸浦の「坂元釣具店」、「有浦川漁業協同組合長」宅又は有浦川漁業協同組合が指定する場所において行わなければならない。ただし、竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。</p> <p>(3) 遊漁承認証に関する事項</p> <p>川上川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(3)と同じ。</p> <p>(4) 遊漁に際して守るべき事項</p> <p>ア 遊漁者は、遊漁をするときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。</p> <p>イ 遊漁者は、漁場監視員の要求があつたときは、遊漁承認証を提示しなければならない。</p> <p>ウ 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。</p> <p>エ 遊漁者は、次に掲げる産卵場の区域の川底を攪拌してはならない。</p> <p>東松浦郡玄海町大字諸浦有浦橋から下流諸浦橋まで</p> <p>(5) 漁場監視員</p> <p>川上川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(5)と同じ。</p> <p>(6) 違反者に対する措置</p> <p>川上川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(6)と同じ。</p> <p>(7) 遊漁規則の施行日</p> <p>平成十六年一月一日</p> <p>八 牟田漁業協同組合内共第八号第五種共同漁業権遊漁規則</p> <p>漁業権者の名称及び住所</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">小学生以下の児童、幼児</td><td style="width: 50%;">無料</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">アに規定する額の二分の一に相当する額</td></tr> </table>	小学生以下の児童、幼児	無料	アに規定する額の二分の一に相当する額	
小学生以下の児童、幼児	無料				
アに規定する額の二分の一に相当する額					

## 牟田漁業協同組合

杵島郡北方町大字大崎三千九百三十六番地

## (二) 漁業権の免許番号 内共第八号

## (三) 遊漁規則の内容

## (1) 遊漁についての制限の範囲

## ア 漁具・漁法の制限

牟田漁業協同組合が免許を受けた内共第八号第五種共同漁業権に係る漁場の区域において、組合員以外の者が当該漁業権の対象となつている水産動物（こい、ふな、おいかわ、かわむつ）の採捕（以下「遊漁」という。）をする場合には、次の表の上欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ同表の下欄に掲げる規模の範囲内で行わなければならない。

漁 具 ・ 漁 法	規 模
竿 釣	一人 三本以内

## イ 禁止漁具

こい及びふなは、刺網、空針釣（ひっかけ釣）、投網又は手網により遊漁をしてはならない。

## ウ 遊漁の禁止期間

(ア) 次の表の上欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間行つてはならない。

水 产 动 物	期 间
こい、ふな	六月一日から六月三一日まで

(イ) ダムの落水度が著しい場合等は、期間を公示して遊漁を禁止することがある。

## エ 全長による制限

次の表の上欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表の下欄に掲げる全長のものを採捕してはならない。

水産動物	全長
こい	全長 一五センチメートル以下のもの
ふな	全長 一〇センチメートル以下のもの

(2)

ア 遊漁料の額及びその納付方法

次の表の上欄に掲げる水産動物を対象として遊漁をする場合の遊漁料は、同表の中欄に掲げる漁具・漁法に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

水産動物	漁具・漁法	遊漁料
こい、ふな、おいかわ、かわむつ	竿釣	一日 五百円
		一月 千円
		一年 二千円

イ 次の表の上欄に掲げる者の遊漁料は、アの規定にかかるらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

小学生以下の児童、幼児	無料
中学生、高校生又は肢体不自由者	アに規定する額の二分の一に相当する額

ウ 遊漁料の納付は、牟田漁業協同組合事務所において行わなければならぬ。ただし、竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(3) 遊漁承認証に関する事項

川上川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(3)と同じ。

(4) 遊漁に際して守るべき事項

川上川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(4)と同じ。

(5) 漁場監視員

川上川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(5)と同じ。

(6) 違反者に対する措置

川上川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(6)と同じ。

(7) 遊漁規則の施行日

平成十六年一月一日

九 塩田川漁業協同組合内共第九号第五種共同漁業権遊漁規則

(一) 漁業権者の名称及び住所

塩田川漁業協同組合

藤津郡塩田町大字馬場下甲六百五十二番地

(二) 漁業権の免許番号 内共第九号

(三) 遊漁規則の内容

(1) 遊漁についての制限の範囲

ア 漁具・漁法の制限

塩田川漁業協同組合が免許を受けた内共第九号第五種共同漁業権に係る漁場の区域において、組合員以外の者が当該漁業権の対象となつてゐる水産動物（あゆ、やまめ、こい、ふな、うなぎ、おいかわ、かわむつ、もぐずがに）の採捕（以下「遊漁」という。）をする場合には、次の表の上欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ同表の下欄に掲げる規模の範囲内で行わなければならない。

水産動物	
やまめ	全長
こい	全長 一五センチメートル以下のもの
うなぎ	全長 二二センチメートル以下のもの
もくずがに	甲羅長 六センチメートル以下のもの

ウ 全長による制限

次の表の上欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表の下欄に掲げる全長のものを採捕してはならない。

禁  
止  
す  
る。

水産動物	期間
あゆ	一月一日から六月三〇日まで
やまめ	一〇月一日から翌年二月末日まで
こい、ふな、うなぎ、 おいかわ、かわむつ もくずがに	六月一日から六月三〇日まで
(イ) あゆ解禁日(七月一日)から七日間は、投網によるあゆの遊漁を禁止する。	一月一日から八月三一日まで

(イ) あゆ解禁日(七月一日)から七日間は、投網によるあゆの遊漁を禁止する。

イ 遊漁の禁止期間

(ア) 次の表の上欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間行つてはならない。

漁具・漁法	規模
竿釣 うなぎ籠、かに籠	一人 五本以内 (やまめについては一人一本) 一人 五個以内

エ 禁止区域

(ア) 次の表の上欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、同表の中欄に掲げる区域においては、同表の下欄に掲げる期間行つてはならない。

水産動物	区域	期間
やまめ	藤津郡嬉野町轟の滝から下流中井手橋下流端までの区域 のうち赤瀬橋上流端から下流 旧赤瀬橋下流端まで	九月一日から 九月三〇日まで

(イ) 藤津郡嬉野町轟の滝から下流中井手橋下流端までの区域は、周年、投網による遊漁を禁止する。

ア 遊漁料の額及びその納付方法

次の表の上欄に掲げる水産動物を対象として遊漁をする場合の遊漁料は、同表の中欄に掲げる漁具・漁法に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

漁具・漁法	規模
竿釣 うなぎ籠、かに籠	一人 五本以内 (やまめについては一人一本) 一人 五個以内

(3)

遊漁承認証に関する事項

川上川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(3)と同じ。

ウ 遊漁料の納付は、藤津郡塙田町馬場下の「小笠原釣具店」、同郡嬉

野町下宿の「長司屋釣具店」又は同郡同町吉田の「林田商店」において行わなければならない。ただし、手釣、竿釣又は投網による遊漁の

場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

水産動物	漁具・漁法	遊漁料
手釣、竿釣	一日五百円	(4) 遊漁に際して守るべき事項 川上川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(4)と同じ。
投網	一日一千円	(5) 漁場監視員 川上川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(5)と同じ。
手釣、竿釣、投網	一日一千円	(6) 違反者に対する措置 川上川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則(6)と同じ。
かに籠	一年二千円	(7) 遊漁規則の施行日 平成十六年一月一日
うなぎ籠	一年一千円	
手釣、竿釣、投網、かに籠、うなぎ籠	一年六千円	

イ 次の表の上欄に掲げる者の遊漁料は、アの規定にかかるらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

小学生以下の児童、幼児	無料
中学生又は肢体不自由者	アに規定する額の一分の一に相当する額

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第4項の規定により、平成15年11月に収去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。	○ △ ■
平成16年1月16日	佐賀県知事 古川 康

製造事業場の名 称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験結果の概要				
				粗蛋白質(%)	粗脂肪(%)	粗纖維(%)	粗灰分(%)	カルシウム(%)
理研農産化工株式会社飼料工場 佐賀県佐賀市大財北町2番1号	理研農産化工株式会社飼料工場 佐賀県佐賀市大財北町2番1号	混合飼料5号	15年11月	8.6			1.7	
		肉用牛肥育用配合飼料 肉牛エリート3号	"	13.0	2.1	2.5	7.0	1.32
全国酪農業協同組合連合会 鳥栖飼料工場 佐賀県鳥栖市永吉町赤坂837番地	全国酪農業協同組合連合会 鳥栖飼料工場 佐賀県鳥栖市永吉町赤坂837番地	乳用牛飼育用配合飼料 ミルクバランサー30	15年10月	30.0	6.9	2.9	6.0	1.11
		ほ乳期子牛育成用配合飼 料 ニューメイクスター	"	19.8	3.0	3.4	6.1	0.93
		乳用牛飼育用配合飼料 アミノサプリマッシュ	"	39.2	4.2	4.8	7.8	1.35
ジエイエイ北九州くみあい飼料株式 会社長崎工場 長崎県佐世保市干尽町36番地	ジエイエイ北九州くみあい飼料株式 会社武雄中継所 佐賀県武雄市東川登永野7200番地	肉用牛肥育用配合飼料 佐賀牛3号	15年11月	12.0	2.9	3.2	2.8	0.18
		肉用牛肥育用配合飼料 佐賀牛33号	"	12.6	2.8	3.4	2.7	0.18
株式会社 ヨコオ 佐賀県鳥栖市山浦町1239番地	株式会社 ヨコオ東脊振工場 佐賀県神埼郡東脊振村石動2142番地 1	チキンミール	"	62.0			19.0	

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成16年1月16日

佐賀県知事 古川 康

購読料  
申込先  
佐賀県総務部総務課

一か年三六八〇円(送料共)

平成十六年一月十六日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 西部印刷企画(株)

指定番号	指定位置	指定年月日	幅員(メートル)	延長(メートル)
21	多久市北多久町大字小侍1216番4	平成16.1.8	6.00	56.51

指定図面は、佐賀県土木部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。